## ○厚生労働省告示第百九十二号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 使用薬剤の薬価 (薬価基

準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価 (薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第一条 使用薬剤の薬価 (薬価基準) (平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正

する。

グルタチオン注射用200mg   N I G   (は)	(A) オンボー皮下注100mgオートインジェクター オンボー皮下注100mgシリンジ オンボー点適静注300mg (人) バルカキャン計 H 田 200mg 「N 1 C 1	(3) グイアレブ配合特続皮下注 (え) エンタイピオ皮下注108mgシリンジ エンタイピオ皮下注108mgペン	<u>注</u> 射 <u>品 名</u> アトガム点適静注液250mg	(と) トアラセット配合館「NIG」 ドプテレット館20mg (ひ) ビカルタミド館80mg「NIG」	<u>NGL</u> <u>タケキャプのD錠10mg</u> <u>タケキャプのD錠20mg</u> <u>タリージェのD錠5 mg</u> <u>タリージェのD錠10mg</u> <u>タリージェのD錠10mg</u> <u>タリージェのD錠15mg</u>	<ul> <li>⑤ ウルソデオキショール酸錠100mg「NIG」</li> <li>(表)</li> <li>エキセメスタン錠25mg「NIG」</li> <li>(お)</li> <li>オフィコルカプセル50mg</li> </ul>	別表 第1部~第5部 (略) <u>第6部 追 補</u> <u>内 用</u> <u>品 名</u>	改正後
200mg 1 齊 20mg 1 瓶 2.5mg0, 5mL 1 管 10mg0, 5mL 1 管 20mg 1 mL 1 管	100mg.1 mL.1 キット 100mg.1 mL.1 簡 300mg.15mL.1 瓶	10mL1 概 10mL1 概 108mg0. 68mL1 節 108mg0. 68mL1 キット	<u>規格単位</u> 250mg 5 mL 1 管	1 解 20mg 1 解 80mg 1 解	10mg 1 20mg 1 2.5mg 1 5 mg 1 10mg 1 15mg 1 15mg 1 2.5mg 1	100mg 1 鯨 25mg 1 鯨 50mg 1 カブセル	<u>寒</u> 規格単位	
61, 276 61, 606 64, 155 65, 468	126, 798 126, 798 192, 332	13, 277 69, 888 69, 888	溪 自 75.467	13.00 7,106.60 140.80	100.50 150.50 67.20 92.50 127.90	7.30 141.70 12.596.00	周倉	
							別表 第1部~第5部 (略) (新設)	改正 前

(傍線部分は改正部分)

<u>(ま)</u> マイトマイシン眼科外用液用 2 mg	<u>(本)</u> ベピオローション2.5%	<u>(<b>ね)</b></u> ネキソブリッド外用ゲル5g	チモロール ${ m X}$ E点眼液 $0.5\%$ 「センジュ」	<u>(<b>ち)</b></u> チモロールXE点眼液0. 25%「センジュ」	<u>(こ)</u> コムレクス耳科用液1.5%	<b>(多)</b> アポハイドローション20%		品 外	<u>(<b>れ)</b></u> レベスティブ皮下注用0.95mg	ベスレミ皮下注500μgシリンジ	( <b>々)</b> ベスレミ皮下注250ggシリンジ
2 mg 1 英	2.5% 1 g	5g1瓶(混合用ゲル付)	<u>0, 5% 1 mL</u>	0. 25% 1 mL	1.5% 5 mL 1 逝	20% 1 g		用 薬 規格単位	0.95mg 1 瓶(溶解液付)	500μg1mL1筒	250 μ g0. 5ml. 1 筒
1, 563, 90	<u>98. 10</u>	<u>162, 995, 90</u>	273.00	109.20	1, 584, 50	<u>545. 80</u>	Ш	瀬 富	18, 421	<u>565, 154</u>	<u>297, 259</u>

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正す

る。

(傍線	
部分	
は改工	
上部 分	
23	

ペグバリアーゼ製剤 ホスレボドバ・ホスカルビドバ水和物配合剤	キズマブ製剤	(略)	持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算	改正後
(新設)	ビメキズマブ製剤	(略)	、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算	改正前